

山口県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

山口県福祉サービス第三者評価事業認証要領（以下「認証要領」という。）の実施細則を次のように定める。

（法人格）

第1条 山口県第三者評価機関認証基準（以下「認証基準」という。）1に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等をいい、法人の形態は問わない。

（福祉サービス）

第2条 認証基準2に規定する「福祉サービス」とは、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業のうち、第2項第7号に規定される生活困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同条第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業を除いた事業をいう。

（資格等）

第3条 認証基準4に規定する「営業所」とは、契約締結に関する権限を委任されており、かつ、業務を行うべき場所を有しているものをいう。

（資格等）

第4条 認証基準5に規定する業務、資格等は、次のとおりとする。

- (1) 「所属する」とは、評価機関との間で、常勤、非常勤を問わず雇用関係にある者で、評価機関から所属する評価調査者であることを証明する書類を付与されている者をいう。
- (2) 「組織運営管理業務」とは、15人以上の組織を管理・統括する業務をいう。
- (3) 「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次のとおりとする。
 - ア 福祉分野 社会福祉主事、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
 - イ 医療分野 医師、看護師、理学療法士、作業療法士
 - ウ 保健分野 保健師、栄養士
 - エ アからウまでの資格以外の資格で、県がこれと同等と認める資格を有する者
- (4) 「学識経験者」とは、大学、専門学校、高校等で社会福祉、医療及び保健に関する教育を行う者をいう。

（評価調査者が関係するサービス事業者）

第5条 認証基準6に規定する「評価調査者が関係するサービス事業者」とは、次の各号に掲げる法人が経営する事業所をいう。この場合に、所属するとは、当該法人の理事等であること、又は常勤、非常勤を問わず雇用関係にあることをいう。

- (1) 評価調査者が現在所属する法人又は以前に所属していた法人
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が現在所属する法人

(評価審査委員会)

第6条 認証基準8に規定する「評価審査委員会」は、認知症介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、認知症高齢者の家族の代表者等で構成され、1年に1回を目途として定期的に、また必要に応じ随時開催されるものであること。

(認証申請書)

第7条 認証要領第4条の規定により評価機関として認証を受けようとする法人は、認証を受ける評価の区分ごとに認証申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて、山口県知事に提出しなければならない。

【共通】

- (1) 法人の定款、寄附行為
- (2) 法人登記簿謄本
- (3) 法人の事業計画書又は事業概要
- (4) 決算書
- (5) 役員名簿(様式2)
- (6) 評価調査者名簿(様式3)
- (7) 苦情窓口及び処理規程
- (8) 標準的な評価手順に関する規程
- (9) 評価料金及びその算出根拠
- (10) 契約書様式
- (11) その他必要と判断される書類

【外部評価】

- (1) 評価機関において、評価調査者の養成研修を実施する場合は、その内容を明らかにした書類
- (2) 評価調査者の養成に係る計画書
- (3) 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の就任承諾書
- (4) 委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承諾書

(変更及び廃止の届出)

第8条 認証要領第6条の規定による届出は、次の書類を山口県知事に届出なければならない。

- (1) 認証内容変更届出書(様式4)
- (2) 評価機関廃止届出書(様式5)

(認証の取消)

第9条 認証要領第7条第1項第3号に規定する一定期間とは、概ね1年以上の期間をいう。

(実績報告)

第10条 認証要領第8条第1項の規定する報告は、事業実績報告書(様式6)による。

附 則

この細則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年10月29日から施行する。